

第3回定例記者懇談会 次第

日時：令和5年6月29日（木）午後1時30分～

場所：岩滝保健センター 2階 会議室1・2

1 開 会

2 町長からの報告

- (1) アベリスツイス交流・高校生派遣事業の研修生募集について (資料1)
- (2) 与謝野町地域活性化企業人企業誘致推進担当者の募集について (資料2)
- (3) 与謝野町事業者経費高騰緊急支援補助金の募集開始について (資料3)
- (4) 令和5年度第1回三中学校合同生徒会活動の開催について (資料4)
- (5) 第73回社会を明るくする運動セレモニーの開催について (資料5)
- (6) 令和5年度与謝野町消防団町長査閲の開催について (資料6)
- (7) その他情報提供

3 閉 会

アベリスツイス交流・高校生派遣事業の研修生を募集 ～5年ぶりに高校生をアベリスツイスに派遣します～

与謝野町では、英国ウェールズ・アベリスツイス（Aberystwyth）との交流に至る歴史的背景を理解するとともに、ホストファミリーや現地の方との交流を通じて英国ウェールズの歴史や文化を学び、国際感覚を有する人材の育成を図ることを目的に、以下のとおり本事業に参加する高校生を募集します。

アベリスツイスとの交流のあゆみ

この交流は、第二次世界大戦中、日本軍の捕虜となり大江山ニッケル鉱山で強制労働を強いられた英国軍人兵士のフランク・エバンス氏、旧加悦町、日本冶金工業の3者が、大江山捕虜収容所で抑留中に亡くなった僚友を偲んで、昭和59年に大江山運動公園に慰霊碑を建立したことをきっかけに始まりました。

平成4年からは友好の架け橋として高校生の相互派遣交流を進め、受け入れと派遣を隔年で行ってきました（ここ3年間は、コロナ禍で相互派遣を中止）。これまでにアベリスツイスの高校生67人、当町の高校生75人がお互いの町を訪問しています。

1. 研修日程（予定）

令和5年11月6日（月）～17日（金） ※派遣に際して5日程度の事前研修を実施

2. 研修先

英国ウェールズ・アベリスツイス

3. 研修内容

ホストファミリー・高校生との交流
ウェールズの歴史・文化・産業施設等の見学 など

4. 募集人数

6名 ※対象者：与謝野町内に住所を有する高校生

5. 研修費用

約120,000円

※社会情勢などによって変動する場合があります

※パスポートの取得費用や個人的経費などは別途必要です

6. 申込方法

町ホームページまたは企画財政課にある「アベリスツイス高校生派遣事業申込書」に必要事項を記入し、企画財政課に提出してください（保護者承諾が必須です）。

7. 申込期間

令和5年7月3日（月）～31日（月）

※最終日は、午後5時まで受付

2018年の派遣の様子



問い合わせ先

与謝野町役場企画財政課 交流促進係

担当：廣谷・白須

電話：0772-43-9015

与謝野町地域活性化企業人「企業誘致推進担当者」を募集
～持続可能な地域産業の育成を目指します～

与謝野町では、増加する空き工場や空き店舗の利活用を図り、与謝野町中小企業振興基本条例の基本理念に基づいた地域内経済循環の促進を図るため、総務省の地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を活用して民間企業から企業誘致推進担当者を募集します。

地域活性化企業人制度とは

地方自治体が三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図るもので、地域活性化企業人が発案・提案する事業を展開していくもの。

1. 業務内容

与謝野町産業観光課が所管する次の業務に取り組んでいただきます。

- (1) 企業誘致に関する業務
- (2) その他地域経済活性化に関する業務

2. 募集期間

令和 5 年 6 月 2 6 日（月）～令和 5 年 7 月 1 0 日（月）

3. 募集人数

1 名程度

4. 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在席派遣です。

給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は、派遣元企業の規定によります。

5. 派遣期間

派遣開始日（令和 5 年 8 月 1 日以降）から、6 ヶ月～3 年以内の期間。

ただし、令和 6 年度以降は、予算成立を条件とします。

6. 主たる勤務地

月ごとに役場開庁日の半数を超える日数を与謝野町内で勤務していただきます。

7. 応募方法

応募書類（与謝野町地域活性化起業人申出書、会社概要が分かる書類（任意様式）、派遣社員の職務経歴書（任意様式））をメールで提出してください。

問い合わせ先

与謝野町役場産業観光課 商工振興係

担当：大上

電話：0772-43-9012

地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時には派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

① 3大都市圏外の市町村

② 3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組み市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○ 観光振興

○ 地域産品の開発・販路拡大

○ ICT分野（デジタル人材）

○ 地域経済活性化（中小企業のハンズオン支援）

○ 中心市街地活性化

等

特別交付税措置

○ 派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円／人

○ 起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人

○ 起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体

（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

6カ月～3年

自治体

民間のスペシャリスト人材

を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

民間企業

社会貢献マインド
人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

（協定締結）



【第 2 弾】与謝野町事業者経費高騰緊急支援補助金の募集開始 ～町内事業者および町内事業所に対し経費の一部を支援します～

与謝野町では、昨今の世界経済情勢等の影響下で、燃料費および電気料金の高騰により影響を受けている町内事業者等を対象に、事業継続の支援を目的に事業に必要な経費の一部を、昨年度に引き続き支援します。

1. 補助対象者

次のいずれかに該当する事業者等

- (1) 与謝野町に本籍または住所を有する中小企業者または小規模事業者等
- (2) 与謝野町商工会に加入しており町内に事業所を有する中小企業者または小規模事業者
- (3) 与謝野町企業立地促進条例に基づく奨励事業所の指定を受けた事業者

※ 農業者は対象外、税金等の滞納・未納がある事業者は対象外

2. 補助対象経費

令和 5 年 4 月 1 日（土）から 1 0 月 3 1 日（火）の間に支払いを済ませている「燃料費（ガソリン・軽油・ガス・灯油等）」および「電気料金」

3. 申請受付期間

令和 5 年 7 月 1 0 日（月）～ 1 2 月 2 8 日（木）

4. 補助率及び補助上限額

【補助率】 1 0 分の 3 以内

【補助上限額】 2 0 万円もしくは 1 0 万円

※補助上限額は下表参照、補助金算定後、千円未満は切り捨て

事業者区分		補助率	補助限度額
中小企業者		1 0 分の 3 以内	2 0 万円
小規模事業者			1 0 万円
社会福祉法人または NPO 法人等	従業員 6 人以上		2 0 万円
	従業員 5 人以下		1 0 万円

問い合わせ先

与謝野町役場産業観光課 商工振興係
担当：荒木
電話：0 7 7 2 - 4 3 - 9 0 1 2

与謝野町事業者経費高騰緊急支援補助金

本事業は昨今の世界経済情勢等の影響下で、燃料費及び電気料金の高騰により影響を受けている町内事業者等を対象に、事業継続の支援を目的に事業に必要な経費の一部を昨年度に引き続き支援します。

補助対象者

次の①から③のいずれかに該当する事業者

- ① 与謝野町に本籍又は住所を有する中小企業者又は小規模事業者
- ② 与謝野町商工会に加入しており、町内に事業所を有する中小企業者又は小規模事業者
- ③ 与謝野町企業立地促進条例に基づく奨励事業所の指定を受けた事業者

※農業者は対象外となります。

※税金等の滞納・未納がある事業者は対象外となります。

補助対象経費

令和5年4月1日から10月31日の間に支払いを済ませている「燃料費(ガソリン・軽油・ガス・灯油等)」及び「電気料金」

申請受付期間

令和5年7月10日(月) から12月28日(木)まで

※申請書類はホームページに掲載及び産業観光課(本庁舎1階)、加悦庁舎及び野田川庁舎の窓口に配架しています。

補助率 3/10以内

補助上限額 20万円もしくは10万円

※補助上限額は右の表を参考にしてください。

※補助金算定後、千円未満は切り捨てます。

事業者区分		補助金限度額
中小企業者		20万円
小規模事業者		10万円
社会福祉法人又はNPO法人等	従業員6人以上	20万円
	従業員5人以下	10万円

申請先・お問い合わせ先

産業観光課(本庁舎1階) TEL:43-9012(受付時間 8:30~17:15 ※土日祝を除く)

事業の詳細は7月1日以降に公表する与謝野町ホームページからご覧ください。

与謝野町地域活性化起業人募集要領

与謝野町では、増加する空き工場や空き店舗の利活用を図り、与謝野町中小企業振興基本条例の基本理念に基づいた地域内経済循環の促進を図るため、総務省の地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）を活用して民間企業から人材を募集します。

1. 事業概要

本町と三大都市圏内に所在する企業との間で、社員の派遣都市の指定する業務への従事に関する協定を締結したうえで、当該企業の社員（三大都市圏内に本社機能を有する企業等にあつては、支店等からの派遣も可）を派遣していただきます。

派遣された社員は、本町においてそのノウハウや知見を活かし、以下の業務に従事していただきます。

2. 業務内容

与謝野町産業観光課が所管する次の業務に取り組んでいただきます。

- (1) 企業誘致に関する業務
- (2) その他地域経済活性化に関する業務

3. 募集人数

1名程度

4. 応募要件

次の条件のすべてを満たす社員の派遣が可能な企業等

- (1) 三大都市圏に所在する企業等に2年以上勤務している方（三大都市圏内に本社機能を有する企業等にあつては、支店等からの派遣も可）
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

5. 派遣形態

派遣元企業の身分を有したままとする在席派遣です。

給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は、派遣元企業の規定によります。

6. 派遣期間

派遣開始日（令和5年8月1日以降）から6か月以上3年以内の期間

（ただし、令和6年度以降は、予算成立を条件とします。）

7. 主たる勤務地

月ごとに役場開庁日の半数を超える日数を与謝野町内で勤務していただきます。

8. 勤務条件

派遣職員の勤務時間、休憩時間、休日等については、与謝野町の条例、規則その他の規定に基づきます。

- (1) 勤務時間 原則として8時30分から17時15分（実勤務時間7時間45分）
- (2) 休憩時間 12時から13時（1時間）
- (3) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から

翌年1月3日までの日

9. 費用負担

派遣元企業に対し、派遣に要する費用として、年額560万円を上限に負担します。

ただし、派遣期間が短縮された場合は、月割により計算した額（千円未満切り捨て）とします。

10. 応募方法

(1) 応募書類

与謝野町地域活性化起業人申出書（別添1）、会社概要が分かる書類（任意様式）、派遣社員の職務経歴書（任意様式）をメールで提出して下さい。

また、応募書類を提出した旨の電話を併せてお願いします。

(2) 募集期間

令和5年6月26日（月）～令和5年7月10日（月）

(3) 応募・問合せ先

〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798-1

与謝野町産業観光課

TEL：0772-43-9012 Mail：sangyokanko@town.yosano.lg.jp

11. 選考方法

提出書類をもとに、派遣元企業のご担当者、派遣予定社員と面談（オンラインも可）を行います。

12. その他

地域活性化起業人の要件等の詳細は、「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱」（別添2参照）に定めるところによります。

令和 5 年度第 1 回三中学校合同生徒会活動を開催 ～地域への誇りを胸に、中学生の自覚ある行動につなげます～

与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校
与謝野町立江陽中学校
与謝野町立加悦中学校

与謝野町内に設置されている 3 つの中学校の生徒会役員が一堂に会し、三中学校の枠を超えた町としての「中学生のあるべき姿（中学生としての在り方）」を明らかにし、保護者・地域へ発信するとともに、この地域に住む中学生としての誇りを胸に、自覚ある行動につなげることを目的とした取組を行います。コロナ禍の中、閉塞感の漂う情勢ですが、中学生の目を通して、活気ある生活・地域にすべく語り合いを始めます。

つきましては、第 1 回目となる活動を以下のとおり開催し、この組織の名称を決めることから始め、各校の取組や生徒会役員としての思い等を交流し、自校の活動に生かします。

昨年度の様子



1. 日時

令和 5 年 7 月 3 日（月）午後 3 時～ 5 時

2. 会場

加悦保健センター元気館
※住所：与謝野町字加悦 2 0 4 番地
※加悦庁舎に隣接した施設です

3. 開催スケジュール

当日のスケジュール	概要
午後 3 時～ 3 時 1 5 分	開会挨拶：加悦中学校生徒会代表 自己紹介
午後 3 時 1 5 分～ 3 0 分	長島教育長講話 「中学生の皆さんに期待すること」
午後 3 時 3 0 分～ 4 0 分	合同生徒会活動名称について
午後 3 時 4 0 分～ 4 時 2 5 分	グループ協議
午後 4 時 2 5 分～ 5 0 分	全体交流 各グループから発表
午後 4 時 5 0 分～ 5 時	閉会挨拶：江陽中学校生徒会代表

問い合わせ先

与謝野町立加悦中学校
担当：校長 西山 真司
電話：0 7 7 2 - 4 3 - 1 5 5 3

令和5年度 第1回 三中学校合同生徒会活動 実施要項

与謝野町・与謝野町宮津市中学校組合合同生徒会取組実行委員会

1 目 標

三中学校の生徒会が中心となって、この地域を支える人材として目指すべき中学生としての在り方を明らかにし、目標に向かって具体的な取組を推進する。

2 ねらい

- (1) 三中学校の生徒会役員が一堂に集い、各校の交流を行い、親睦を深める。
- (2) 交流を通して自校を見つめ直し、よりよい学校づくりにつなげる。
- (3) 三中学校の枠を超えた、町としての「中学生のあるべき姿(中学生としての在り方)」を明らかにし、保護者・地域へ発信するとともに、この地域に住む中学生としての誇りを胸に、自覚ある行動につなげる。

3 日 時 令和5年 7月3日(月) 15:00～

4 会 場 加悦保健センター元気館

5 参加者 与謝野町・与謝野町宮津市中学校組合合同生徒会取組実行委員会
顧問校長
各校生徒会役員

6 日 程 15:00 15:15 15:30 15:40 16:25 16:50 17:00

開会	教育長 講話	合同生徒会活動 名称について	グループ協議	全体交流	閉会
----	-----------	-------------------	--------	------	----

7 内 容

- (1) 開会挨拶 加悦中学校生徒会代表
- (2) 自己紹介(学校ごとに)
- (3) 教育長講話「中学生の皆さんに期待すること」 与謝野町教育委員会教育長 長島雅彦 様
- (4) 合同生徒会活動名称について(予め各校で名称案を決定し、グループ協議の後に投票で決定)
- (5) グループ協議
 - ア 自己紹介
 - イ 合同生徒会活動名称についての協議
 - ウ 協議の柱に沿って交流・協議
協議の柱：①各校の生徒会目標・スローガンの交流
②各校の取組の交流(今年度新たに取り組んでいること又はその予定)
③その他(感想、生徒会役員としての思い等交流)
- (6) 全体交流 各グループから発表(各グループ2～3分)
- (7) 合同生徒会活動名称決定
- (8) まとめ 実行委員会 会長 西山真司
- (9) 閉会挨拶 江陽中学校生徒会代表

8 その他

- (1) 司会：橋立中学校生徒代表
- (2) グループ協議に際し、各校で事前に5つのグループを編成し、原田実行委員長に報告する。実行委員長がグループ編成を行う。
- (3) グループ協議の初めに、司会者・記録者を選出する。
- (4) 準備物 名札・記録用紙(原田)、進行表・送迎バス手配(北尾)、会場決定・依頼等(西山)

第73回「社会を明るくする運動」セレモニーを開催 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。全国各地で様々な取組みが実施されます。与謝野町では、コロナ禍を経て4年ぶりにセレモニーおよび街頭啓発活動を実施します。詳細は以下のとおりですので、都合がございましたらぜひ足をお運びください。

1. 日時・場所

令和5年7月1日（土） 与謝野町役場 本庁舎 午前 9時30分～
野田川庁舎 午前10時00分～
加悦庁舎 午前10時30分～

2. 内容

犯罪や非行の防止と更生保護に理解を深め、犯罪や非行のない安心安全な明るい社会を地域から築く取り組み「社会を明るくする運動」の啓発・普及を図るため、各庁舎前でセレモニー（15分程度）の後、街頭啓発活動を実施します。

3. セレモニー（詳細）

■本庁舎 ※野田川庁舎、加悦庁舎は別紙実施要領をご参照ください

午前9時30分 開会 内閣総理大臣メッセージの伝達
山添町長あいさつ
宮津・与謝地区保護司会長あいさつ
午前9時45分 町長、保護司会長は野田川庁舎へ移動
その他の方は本庁舎前で啓発活動を実施



問い合わせ先

与謝野町役場住民税務課 住民係
担当：今井
電話：0772-43-9020

令和5年度社会を明るくする運動実施要領

1. 統一した取組の実施

(1) 実施日

7月1日、又は第1週の日曜日の午前中

元年度（31年度）	7月6日（済）
2～4年度	コロナ 中止
5年度	7月1日

(2) セレモニー

- ① セレモニーは3庁舎で時間をずらして開催する。
本庁舎 ⇒ 野田川庁舎 ⇒ 加悦庁舎の順
- ② 内閣総理大臣メッセージの伝達を本年は各庁舎で実施（以前は1箇所のみ）
- ③ 各庁舎でのセレモニー実施後に、庁舎前において啓発活動を実施する。

2. 令和5年度の啓発計画について

(1) セレモニーの予定

① 本庁舎

- ・ 9時30分 庁舎前で開催
- ・ 司会進行 岩滝地区保護司
 - ◎内閣総理大臣メッセージの伝達
 - ◎町長あいさつ
 - ◎宮津・与謝地区保護司会長あいさつ
- ・ 9時45分 町長、保護司会長は野田川庁舎へ移動
- ・ その他の人は本庁舎前で啓発活動を実施

② 野田川庁舎

- ・ 10時00分 庁舎前で開催
- ・ 司会進行 野田川地区保護司
 - ◎内閣総理大臣メッセージの伝達
 - ◎町長あいさつ
 - ◎宮津・与謝地区保護司会長あいさつ
- ・ 10時15分 町長、保護司会長は加悦庁舎へ移動
- ・ その他の人は野田川庁舎前で啓発活動を実施

③ 加悦庁舎

- ・ 10時30分 庁舎前で開催
- ・ 司会進行 加悦地区保護司
 - ◎内閣総理大臣メッセージの伝達
 - ◎町長あいさつ
 - ◎宮津・与謝地区保護司会長あいさつ
- ・ 10時45分 町長、保護司会長は本庁舎へ移動
- ・ その他の人は加悦庁舎前で啓発活動を実施

(2) 広報活動について

- ・ FM 告知、CATV による広報
- ・ ポスター、のぼり旗、懸垂幕の掲出（期間中）
- ・ チラシの回覧
- ・ グッズ配布

3. 警報発令時の対応について

7月1日(土)午前7時の時点で警報（波浪警報以外）が発令されていれば、セレモニー及び啓発活動は中止とする。

※波浪警報のみ発令の場合は予定通り啓発活動を実施する。

第73回 社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

主唱/法務省 

#生きぐらさを、
生きていく。



“社会を明るくする運動” 京都府推進委員会マスコットキャラクター京の社明くん

この運動は、昭和26年に始まりました。

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

行 動 目 標

犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めよう

犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えよう

これらの点について、地域社会の理解と協力の輪を広げよう

〈運動主体〉 第73回「社会を明るくする運動」与謝野町推進委員会

〈構成団体〉 与謝野町／与謝野町議会／与謝野町教育委員会／宮津与謝地区保護司会
宮津与謝地区更生保護女性会／宮津・与謝保護観察協会／宮津警察署
与謝野町区長連絡協議会／与謝野町社会福祉協議会／与謝野町民生児童委員協議会
与謝野町防犯推進協議会／与謝野町校園長会／宮津天橋高等学校
与謝野町連合PTA連絡協議会／京都府薬物乱用防止指導員宮津地区協議会
与謝野町青少年育成会／与謝野町老人クラブ連合会／与謝野町婦人会
宮津防犯協会／宮津・与謝防犯推進委員協議会／宮津人権擁護委員協議会

◆相談活動を行っています 《宮津与謝地区保護司会》

- ・相談内容 犯罪や非行防止・更生保護に関すること
- ・日 時 毎週 月・水・金曜日 午前10時～午後3時
- ・場 所 更生保護サポートセンター 与謝野町中央公民館2階（与謝野町四辻142-1）
- ・電 話 0772-47-9550

第73回「社会を明るくする運動」

与謝野町は、住民同士が支え合い繋がり合うことで、住みよいまちをつくってまいりました。そして住民の皆様の活動の中で、犯罪や非行を未然に防ぐ取り組みを行い、罪を犯した人たちが地域に戻り支え合いながら生活を送ることができる地域づくりを推進してきたところです。今後も、犯罪の防止と更生保護の取り組みを充実させていくために、皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

「社会を明るくする運動」は7月を強調月間として全国で様々な取り組みが実施されています。当町においても4年ぶりに役場3庁舎にてセレモニーを開催する運びとなりました。

つきましては、一人でも多くの方々に参画いただき、活動内容にご理解をいただき、社会を明るくする運動がより推進されますよう住民の皆様のご協力を重ねてお願い申し上げます。

「社会を明るくする運動」与謝野町推進委員長

与謝野町長 山添 藤真

セレモニー及び啓発活動の日程

開催日：令和5年7月1日（土）

与謝野町役場本庁舎 午前 9：30～

野田川庁舎 午前 10：00～

加悦庁舎 午前 10：30～

令和 5 年度与謝野町消防団町長査閲を開催します ～消防団員が日ごろの訓練成果を披露～

与謝野町消防団では、以下の日程で町長査閲を開催します。町消防団では、大会当日に訓練成果を披露するため、5月上旬から、各分団とも熱心に訓練に取り組んでいます。

詳細は以下のとおりですので、都合がございましたらぜひ足をお運びください。

町長査閲とは

消防団員の職務遂行に必要な訓練や、その他諸般の状況を消防管理者である町長が点検するとともに、地域の皆様にその訓練の成果を披露し、団員の知識、技能の向上を図ることを目的に開催しています。

前回（令和元年）の町長査閲の様子



1. 日時

令和 5 年 7 月 9 日（日）午前 8 時～正午

※少雨決行

※荒天時は 7 月 1 6 日（日）に延期

2. 実施場所

与謝野町立大江山運動公園グラウンド

※住所：与謝野町字滝 8 8 1 番地 1

3. 実施内容

機械器具点検、各個訓練、小隊訓練、中隊訓練、操法訓練、火災想定訓練 など

4. 出席者

【与謝野町】 山添町長、井上副町長、長島教育長、全課長（次長・局長含む）、室長

【与謝野町消防団】 本部、各分団（第 1～1 0 分団）、ひまわりふれ愛隊

5. 来賓

京都府丹後広域振興局長、京都府議会議員、与謝野町議会議員 ほか

6. その他

当日の次第を添付していますので、併せてご覧ください。

問い合わせ先

与謝野町役場総務課 防災危機管理対策室

担当：小西

電話：0 7 7 2 - 4 3 - 9 0 1 1

令和5年度与謝野町消防団 町長査閲次第

- 日時 令和5年7月9日(日) 午前8時00分～
※荒天時は、開催時間をずらす または 7月16日(日)に延期
- 場所 大江山運動公園グラウンド
- 次第
1. 整列
 2. 開式宣言
 3. 団旗入場
 4. 国旗並びに町旗掲揚
 5. 町長に対し、出動人員報告
 6. 町長訓示
 7. 点検
 - ・ 団員服装点検
 - ・ 機械器具点検
 8. 訓練
 - ・ 停止間並びに行進間における各個訓練
.....ひまわりふれ愛隊、第6分団、第9分団
 - ・ 行進間における小隊訓練
.....第2分団
 - ・ 停止間における小隊訓練
.....第5分団
 - ・ 行進間における小隊訓練
.....第8分団
 - ・ 停止間並びに行進間における中隊訓練
.....第1小隊：第3分団
第2小隊：第4分団
第3小隊：第10分団
 - (休 憩)
 - ・ 操法訓練
 - 小型ポンプ操法.....第1分団
 - ポンプ車操法.....第7分団
 - ・ 火災想定訓練
.....第6分団、第9分団
 9. 整列
 10. 講評
 11. 来賓挨拶
 - ・ 京都府丹後広域振興局長
 - ・ 京都府議会議員
 - ・ 与謝野町議会議長
 12. 町長に敬礼
 13. 団長謝辞
 14. 国旗並びに町旗降納
 15. 団旗退場
 16. 閉式宣言